

公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務  
に関するプロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務を委託するに当たり、公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務の名称

公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務

(2) 業務の内容

別紙「公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(4) 業務委託場所

①福岡県八女市高塚540番地2 公立八女総合病院

②その他公立八女総合病院企業団が指定する場所

(5) 業務委託費

本業務の予算規模は10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(6) 担当部署

〒834-0034 福岡県八女市高塚540番地2

公立八女総合病院企業団 事務局人事課

電話番号 0943-23-4131 内線2030

FAX番号 0943-22-3185

電子メール w-doctor@yamehp.jp

受付時間 8時30分から17時まで

(7) 募集要項、業務提案依頼書及び参加申請書類の交付期間

①交付期間

平成30年1月10日（水）から平成30年1月17日（水）まで

②交付場所

公立八女総合病院企業団ホームページ及び2（6）の場所において交付する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び公立八女総合病院企業団契約規則（昭和45年規則第2号）（以下「契約規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 福岡県暴力団排除条例（平成23年条例第34号）第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 法人又は代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 過去5年間（平成25年1月1日から平成29年12月31日まで）において、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院において、人事評価制度構築・導入支援業務又はこれに類する業務（以下「受託業務」という。）の受託実績を有すること。

#### 4 受注者決定までのスケジュール及び事務手順

##### (1) 受注者決定までのスケジュール

項目	日程等
実施要領の公表	平成30年 1月10日
質疑の受付期間	平成30年 1月17日
質疑の最終回答期限	平成30年 1月19日
参加表明書等の提出期限	平成30年 1月17日
企画書提案書の提出期間	平成30年 1月22日
プレゼンテーション及びヒアリング	平成30年 1月25日頃 参加者に別途通知
審査結果通知	平成30年 1月下旬
契約締結日	平成30年 4月 1日

##### (2) 事務手順等

###### ① 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受付けない。

ア 受付方法 質問書（様式1）を添付し、電子メールにより下記へ送信すること。

電子メール：w-doctor@yamehp.jp

※件名を「公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務に関する質問」とすることとし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 平成30年1月10日(水)～平成30年1月17日(水)正午

ウ 回答方法 平成平成30年1月19日(金)（予定）までに電子メールにより回答す

る。

## ②参加表明手続について

ア 本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

（ア）提出書類 次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	
事業者（法人）概要書	様式3	会社案内パンフレット等
誓約書	様式4	
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式5	

（イ）提出期間 平成30年1月10日（水）～平成30年1月17日（水）17時必着

（ウ）提出先 公立八女総合病院企業団 事務局人事課（2（6）担当部署参照）

（エ）提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

## ③企画提案書の作成等について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間 平成30年1月10日（水）～平成30年1月22日（月）17時必着

イ 提出先 公立八女総合病院企業団 事務局人事課（2（6）担当部署参照）

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

エ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
納税証明書		3参加資格（3）を証明するもの。交付を受けて6ヶ月以内のもの。写しは不可とする。
企画提案書表紙	様式6	1部
企画提案書	任意様式	7部（うち1部は押印すること） なお、データをCD又は電子メールでも併せて提出すること。
同種業務実績調書	様式7	7部 契約書、履行証明書の写し等 ※実績複数の場合は、代表的なものを様式に記載し、その他については任意様式の一覧表で構わない。
業務実施体制調書	様式8	7部
参考見積書	様式9	7部 任意様式の積算内訳についても提出することとする。

※上記企画提案書から参考見積もりまではホチキス留めすること。

オ 企画提案書作成等における留意点

（ア）各記載内容については、提出者の考えの要点を整理し、簡潔明瞭に記載すること。

また、様式については、原則、A4判に統一することとするが、スケジュール表などはA3判の利用も可とする。

(イ) 次の項目については、必ず記載すること

- ・会社概要
- ・過去における類似業務の実績を本業務に生かせるノウハウなどについて
- ・本業務に対する基本的な考え方・視点について
- ・本業務の実施内容・実施方法について
- ・本業務のスケジュールについて
- ・その他実施するに当たって必要と思われる事項について
- ・提案内容で特徴的な事項について

(ウ) 参考見積書作成について

参考見積書にはできるだけ詳細な内訳書を添付すること。また、見積書には、消費税及び地方消費税を記載すること。

#### ④参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、平成30年1月19日(金)までに辞退届(様式任意)を公立八女総合病院企業団 事務局人事課(2(6)担当部署参照)に持参又は郵送すること。

#### ⑤企画提案書の審査及び評価

##### ア 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

##### イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション」という。)を別途通知した日時(平成30年1月25日頃 午後予定)・場所にて次のとおり行う。

(ア) プレゼンテーションの所要時間は30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。

(イ) 会場への入場は1者につき3人以内とする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は業務提案書類の提出が早い者から順に行う。

(エ) 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。

(オ) プロジェクター及びスクリーンは企業団で用意するが、パソコン等は提案者で用意すること。

##### ウ 企画提案書の評価基準

参加表明書及び企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。評価基準等は、下記のとおりとする。

評価項目	主な審査基準	配点
会社概要・体制	業務実施体制	20点満点

業務実績	実績件数、類似病院における実績	30点満点
提案業務の内容	提案内容の的確性、妥当性など 仕様書における要求事項以外の効果的提案	60点満点
提案価格	提案業務規模との整合性・妥当性	10点満点

#### (ア) 審査方法

・審査は、評価項目に基づき加点式で行い、合計点数の高いものから順位をつけ、最も評価点の高い者を受託候補者として決定する。なお、同点となった場合は、審査委員による多数決とする。多数決においても同数になった場合には、抽選により決定する。

・上記により決定した受託候補者と契約内容について詳細協議を行い、合意に達した場合はその事業者と契約を締結する。なお、交渉の結果、合意に達しなかった場合は次点の事業者と交渉する。交渉期間は2週間以内とする。

#### ⑥受託候補者の特定及び結果の通知

受託候補者の特定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を平成30年2月上旬（予定）結果通知書の送付をもって通知する。

#### ⑦失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 4.（2）⑤の審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合
- エ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

#### ⑧契約に関する基本事項

##### ア 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、公立八女総合病院企業団と受託候補者が協議を行い、別紙「公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入支援業務仕様書」を再調整する。

##### イ 契約の締結

公立八女総合病院企業団は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の企画提案者と交渉する場合がある。

##### ウ 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。

##### エ 契約書の作成を要する。

##### オ 支払条件

原則として、完成払いとするが、部分払は、契約規則第43条の規定による。

#### 5 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び企画提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

#### 6 その他必要な事項

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。